

与薬， 意見書（医師証明）・登園届について

ふじヶ丘保育園
くすの子保育園

1 薬の預かりは原則としてはできません。

基本的に、ご家庭(または病院)での与薬をお願いします。

保育園においては、看護師の配置は義務づけられておりませんが(国としては、園での与薬を想定していない)、本園では、緊急な事故・ケガ等に備えて、独自に看護師を雇用しているところです。

診察の際は、〇〇時～〇〇時の間、保育園に在園していること、保育園では原則としては与薬ができないことを、必ず主治医に伝えて頂いた上でご相談下さい。(朝・お迎え後・就寝前の与薬、或いは朝・夕の与薬が可能であるか等)

ご相談頂いた上で、なおかつ保育園での与薬が必要ということであれば、「与薬連絡票」をもとに看護師または保育士が与薬致します。与薬連絡票の記載もれのある場合、薬のお預かりはできませんのでご了承下さい。また、医師の指示に基づかない記載による事故については、責任を負いかねます。

2 意見書（医師証明）・登園届について

① 下記の感染症は**意見書（医師証明）**の提出が必要です。

学校保健安全法上、出席停止の感染症：麻疹（はしか）・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・風疹・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・百日咳・咽頭結膜熱（プール熱）・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス・第1種感染症

② **登園届（医師の診断に従い、保護者が記入）**の提出が必要です。

条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症：溶連菌感染症・手足口病・ヘルパンギーナ・無菌性髄膜炎・伝染性紅斑（リンゴ病）・ウイルス性胃腸炎・急性細菌性腸炎・マイコプラズマ感染症・RSウイルス感染症・ヒトメタニューモウイルス感染症・パラインフルエンザウイルス感染症・肺炎クラミドフィラ感染症・インフルエンザ菌b型感染症・肺炎球菌感染症・サイトメガロウイルス感染症・EBウイルス感染症・ライノウイルス感染症・単純ヘルペスウイルス感染症・带状疱疹・日本脳炎・A型肝炎・B型肝炎・C型肝炎・突発性発疹・ポツリヌス症・ネコひっかき病・デング熱・重症熱性血小板減少症候群・伝染性膿痂疹（とびひ）など

保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮下さい。医師の診断があっても、他の子どもさんに大きく影響を与え得る場合には、ご相談の上ご家庭での看護をお願いする場合もあります。あらかじめご了承下さい。